

◇所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

■会場 佐久税務署 別館2階

■期間 2/1(火)～3/15(火) ※土日及び祝日を除く

※新型コロナウイルス感染症対策として、還付申告相談を2/15(火)以前でも受け付けます。

※贈与税については、2/1(火)以降、申告相談を受け付けます。

■時間【相談受付】9:00～16:00【提出】9:00～17:00

■その他

○確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

○スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただけます。

○確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

○入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

○午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



◇ご自宅からできる e-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンで、e-Taxで申告書を提出できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。感染防止の観点からも、ぜひご自宅から e-Tax をご利用ください。

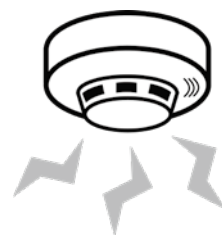
～建物所有者、事業所やテナント関係者の皆様へ～

届出

防火対象物使用開始届の届出をお願いします

◇防火対象物使用開始届とは…

新築もしくは既存の建物を消防法上の用途（物販店舗、飲食店、共同住宅、事務所など）で使用する場合は、「防火対象物使用開始届」を管轄消防署へ、使用開始7日前までに届け出るよう義務付けられています。これは、市内の建物を誰がどのような用途で使用しているかを把握するとともに、その建物が防火上に支障がないかを確認するためです。



◇もし届出をしなかったら…

届出をせずにテナント入居させてしまった場合、内装工事などが終わったあとやテナント運営開始後に、消防用設備の設置工事が必要になってしまうかもしれません。特に自動火災報知設備が設置されている建物の場合、テナント内の間仕切りなどにより、感知器の増設や移設が必要となることが多く、法令に規定する技術基準に適合するよう工事する必要があります。消防用設備の未設置などがあれば、消防法違反として行政指導や行政処分を受けることになります。

◇まずは消防署へ事前相談を！

全国的には、未届により、消防用設備等設置違反に伴う行政指導や行政処分、その後刑事事件に発展する事案も起きています。テナント入居前に消防署へ事前に相談をするようにしてください。もし届出を忘れている場合は、消防署へお問い合わせください。

◇事前相談の際には…

- ・テナントが入居する予定の建物の平面図（テナントが入居する区画が存在する階）
- ・テナントの計画間取り図などをご用意していただくと、より具体的な相談が可能となります。

